

総務委員会陳情説明資料

令和2年2月26日

件名	頁
1 受理番号1 沖縄県民投票の結果を尊重するよう国に意見書の提出を求める 陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	1

(総務部)

件 名	受理番号 1 沖縄県民投票の結果を尊重するよう国に意見書の提出を求める陳情
所管部課名	総務部 総務課
陳情の要旨	地方自治の尊重を求める立場から、政府に対して沖縄県民投票で示された結果を尊重し、対話による解決を図ることを国に求める意見書の提出を求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び 経過	<p>【普天間飛行場・辺野古新基地建設計画の経過】</p> <p>○平成 18 年 5 月 「再編実施のための日米のロードマップ」により、日米両政府は普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置することで合意。「工法は原則として埋立て」についても合意。</p> <p>○平成 27 年 10 月 13 日 翁長沖縄県知事、名護市辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しを表明。</p> <p>○平成 27 年 10 月 27 日 政府、名護市辺野古沿岸部の埋め立てについて、沖縄県知事が決めた埋め立て承認取り消しの執行を停止し、埋め立ての代執行を行うことを決定。</p> <p>○平成 27 年 10 月 29 日 政府、名護市辺野古沿岸部の埋め立て工事を開始。</p> <p>○平成 27 年 11 月 2 日 沖縄県、名護市辺野古沿岸部の埋め立てをめぐり、総務省が所管する国地方係争処理委員会に不服審査の申し出を行う。</p> <p>○平成 27 年 11 月 11 日 翁長沖縄県知事、県による名護市辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しは適法として、取り消しの撤回を求めた国土交通相の指示に従わない考えを表明。</p> <p>○平成 27 年 11 月 17 日 政府、翁長沖縄県知事による名護市辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しについて、撤回するよう求め、地方自治法に基づき、福岡高裁那覇支部に提訴。</p> <p>○平成 27 年 12 月 24 日 国地方係争処理委員会、沖縄県の不服審査申し出を「国交相の判断は一見、明白に不合理とは言えず、審査の対象外」として却下。</p> <p>○平成 27 年 12 月 25 日 沖縄県、翁長知事による名護市辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しの効力を止めた国の決定を取り消すよう求め、行政事件訴訟法に基づき、抗</p>

	<p>訴訟を那覇地裁に提訴。</p> <p>○平成28年1月 福岡高裁那覇支部、国と沖縄県に和解案を提示。</p> <p>○平成28年2月1日 沖縄県、名護市辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しの効力を国が停止したのは違法として、その取り消しを求め、地方自治法に基づき、福岡高裁那覇支部に提訴。</p> <p>○平成28年3月4日 国、沖縄県双方が福岡高裁那覇支部が示した和解案を受け入れ、和解成立。安倍首相が同日、和解案受け入れを表明し、中谷防衛相に移設先の同県名護市辺野古での移設工事中止を指示。</p> <p>○平成28年12月20日 国、埋め立て承認取り消しの撤回を求めた是正指示に翁長沖縄県知事が従わないのは違法だとして訴えた「辺野古違法確認訴訟」の上告審で、最高裁第2小法廷は、沖縄県側の上告受理申し立てを棄却し、沖縄県側の敗訴が確定。</p> <p>○平成28年12月26日 沖縄県、翁長知事による名護市辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消し処分を取り消し。</p> <p>○平成28年12月27日 国、名護市辺野古の新基地建設工事を再開。</p> <p>○平成29年3月31日 仲井真前沖縄県知事が出した「岩礁破碎許可」の期限切れ。</p> <p>○平成29年4月3日 国、名護市辺野古の新基地建設で、米軍キャンプ・シュワブ沖合での海底を掘削するボーリング調査を実施。</p> <p>○平成29年4月6日 国、翁長知事による「岩礁破碎許可が必要」との行政指導に対し、「知事の許可を受ける必要はない」と回答。</p> <p>○平成29年4月14日 政府、米軍普天間飛行場の平成31年2月までの5年以内の運用停止について、「同飛行場の移設について地元のご協力が得られることを前提に取り組んでいく」との答弁書を閣議決定。</p> <p>○平成29年4月25日 国、名護市辺野古の海に石の投入を始め、本格的な埋め立て工事に着手。</p>
--	---

○平成30年3月13日

那覇地裁、県知事の許可なく岩礁を破碎する行為は違法として県が国の工事差し止めを求めた訴訟で、「訴えは不適法」として県の訴えを棄却。判決までの工事中止を求めて県側が申し立てた仮処分も同様に棄却。

○平成30年3月23日

県、国の工事差し止めを求めた訴訟で「訴えは不適法」として却下した一審那覇地裁判決を不服として控訴。

○平成30年5月23日

新基地建設への賛否を問う県民投票の実施を目指す署名集めを開始。

7月には条例制定を求めるための法定署名数を上回る。

○平成30年8月31日

沖縄県が埋め立て承認を撤回する通知書を沖縄防衛局に提出。

○平成30年9月5日

新基地建設の賛否を問う県民投票の署名集めを実施した団体が、沖縄県に県民投票の条例制定を請求。

○平成30年9月30日

沖縄県知事選挙の投開票。

○平成30年10月26日

沖縄県議会が「辺野古新基地建設の賛否を問う県民投票条例案」を可決。

○平成30年10月30日

国土交通相は、埋め立て承認撤回に対し、効力を一時的に止める執行停止を決定。これに対して沖縄県は、11月29日に「国地方係争処理委員会」に執行停止の取り消し勧告を申し立て。

○平成30年12月5日

無許可での岩礁破碎は違法として沖縄県が国を相手に破碎を伴う工事の差し止めを求めた訴訟の控訴審判。福岡高裁那覇支部は、裁判所の審判対象に当たらないとして訴えを却下した一審那覇地裁判決を支持し、控訴を棄却。

沖縄県は19日、これを不服として最高裁へ上告。

○平成30年12月14日

辺野古沿岸部に土砂を投入。

○平成30年12月19日

国土交通相による埋め立て承認撤回の執行停止処分に関し、国地方係争処理委員会は審査対象となる「国の関与」に該当しないと判断し、沖縄県の審査申し出を却下。

	<p>○平成31年2月24日 辺野古新基地建設の賛否を問う県民投票。 投票率は52.48%、埋め立て「反対」が投票総数の7割を超えた。</p> <p>○平成31年3月4日 沖縄防衛局が新たな護岸工事に着手。</p> <p>○平成31年3月22日 沖縄県が、県の埋め立て承認撤回の効力を一時停止した国土交通相の決定を違法として、その取り消しを求めて福岡高裁那覇支部に提訴。</p> <p>○平成31年4月5日 国土交通相が埋め立て承認撤回を取り消す裁決。 これに対して沖縄県は22日、国地方係争処理委員会に不服申し立て。</p> <p>○令和元年6月11日 「K8」護岸から海上輸送した土砂の陸揚げを受けて、沖縄県は工事の中止を求める行政指導文書を防衛局に提出。</p> <p>○令和元年6月17日 国地方係争処理委員会は、新基地建設に伴う埋め立て承認撤回を巡る県の申し立てを却下。</p> <p>○令和元年7月17日 沖縄県は、埋め立て承認撤回の効力を取り消した国土交通相の決定を違法とし、その取り消しを求め、福岡高裁那覇支部に提訴。</p> <p>○令和元年8月7日 沖縄県は、埋め立て承認撤回を取り消した国土交通相の裁決を不服として、同裁決の取り消しを求める抗告訴訟を那覇地裁に提起。</p> <p>○令和元年10月23日 福岡高裁那覇支部は沖縄県が国を相手取り、国土交通相が裁決で取り消した「埋め立て承認撤回」の効力回復を求めた訴訟について「訴訟の対象になり得ない」と述べ、県の訴えを却下。 沖縄県は30日、これを不服として最高裁へ上告。</p>
問題点等	